

跡見学園女子大学花蹊記念資料館・学芸員課程紀要に関する規程

- 第1条 この規程は、跡見学園女子大学学則第1条の3に基づき、跡見学園女子大学花蹊記念資料館・学芸員課程紀要（『にいくら』（以下「紀要」という））の発行と編集に関する必要な事項を定める。
- 第2条 紀要は、毎年1回発行する。ただし、必要な場合には、臨時号を発行することができる。
- 第3条 紀要に研究成果を発表することができるのは、原則として本学専任教員とする。ただし、以下の者は、花蹊記念資料館長（以下「館長」という）が認める場合には、研究成果を発表することができる。
- (1) 本学兼任講師
 - (2) 本学事務職員（学芸員・司書等）
 - (3) 本学専任教員と共同研究に従事する者
 - (4) 花蹊記念資料館運営委員会の推薦を得た者
- 第4条 紀要に掲載する論文等は、未発表の学術的なものに限る。
- 第5条 紀要の編集及び発行については、花蹊記念資料館（以下「資料館」という）がこれを行う。
- 第6条 投稿を希望する者は、資料館が指定する期日までに、「投稿申し込み書」に必要な事項を記入の上、資料館に届けるものとする。また、原稿は、資料館の指定した期日までに提出することとする。
- 第7条 投稿原稿は、資料館において審査を行い、採否を決定する。ただし、必要に応じて投稿原稿の内容に関わる専門家の意見を徴することがある。
- 第8条 採用原稿が多数にのぼり、全編の掲載が困難な場合には、資料館が協議して対処する。
- 第9条 執筆者は、掲載原稿にかかる著作権のうち複製権及び公衆送信権の行使を大学に委託することとする。
- 第10条 掲載された研究成果の著作権は執筆者に属し、資料館は編集著作権を持つものとする。この論文の複製権及び公衆送信権は、大学が参加するインターネット上の論文無償公開システムを運営する機関に委託する。それぞれの執筆者が学術的寄与のために複製または転用を行うことは、これを妨げないものとし、また、資料館に許諾を求めることを要しないものとする。ただし、転用等を行う場合は、この内容が紀要に掲載済みである旨を明記しなければならない。
- 第11条 この規程を実施するに当たり、必要な細則を定めることができる。
- 第12条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て、学長がこれを行う。
- 附 則 この規程は、令和5年4月1日より施行する。